



議案第百六号

三朝町温泉運営委員会に関する条例の一部改正について

次のとおり三朝町温泉運営委員会に関する条例の一部を改正することについて

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本  
議会の議決を求める。

昭和四十三年十二月二十一日

三朝町長 坂出雅巳

昭和四拾叁年拾貳月拾日 原案可決

三朝町議会議長 矢田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町温泉運営委員会に関する条例の一部を改正する条例

三朝町温泉運営委員会に関する条例（昭和三十六年三朝町条例第一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「（以下委員会という）」を「（以下「委員会」という。）」に改める。

第三条を次のように改める。

第三条 委員会は、委員十二人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の、部落代表にあつては砂原区、三朝区、山田一区、山田二区、横手一区及び大瀬区のそれぞれの区長を、源泉所有者にあつては、旅館組合の推せんによる者を、学識経験者にあつては町長の選任による者を、議会議員にあつては議会の推せんによる者を町長が委嘱する。

一 部落代表 六人

二 源泉所有者 二人

三 学識経験者 二人

四 議会議員

二人

3 委員の任期は二年とする。ただし補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

第六條を第七條とし、第四條及び第五條を一條ずつ繰下げ第三條の次に次の一  
條を加える。

第四條 委員会に委員長一人、副委員長一人を置き、委員の互選によつてこれを  
定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。